

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務
受託事業者共通募集要領（案）

令和2年（2020年）11月 日

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成課

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務 受託事業者共通募集要領（案）

1 趣旨

この要領は、本市において、保護者の労働、疾病その他の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童の健全な育成を目的とした留守家庭児童育成室事業を運営する事業者を公募型プロポーザル方式で募集するのにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称及び業務実施場所

①	名称：吹田市立東佐井寺留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市五月が丘西4番1号（吹田市立東佐井寺小学校内）
②	名称：吹田市立西山田留守家庭児童育成室運営業務 場所：吹田市山田西2丁目10番1号（吹田市立西山田小学校内）

※ 上記の①、②は個別の業務である。

※ 複数の業務に1事業者が応募することは可能であるが、一部の業務しか選定されなかったことを理由として、選定された業務を辞退することはできない。

※ 応募に際しては、提案募集事務局へ事前に連絡の上、提案募集事務局が指定する日時において、応募する留守家庭児童育成室の見学会に必ず参加し、児童の様子等の観察や指導員への質疑等を行って、運営状況を把握しておくこと。

(2) 規模

現時点の運営予定教室数（小学校の普通教室相当）は下記のとおり。

なお、入室児童数に応じて、教室数は変動する場合がある。

① 吹田市立東佐井寺留守家庭児童育成室運営業務 3室予定

② 吹田市立西山田留守家庭児童育成室運営業務 3室予定

(3) 契約期間

令和3年2月1日（予定）から令和6年3月31日まで

(4) 業務内容

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務共通仕様書（令和2年11月11日付け、以下「仕様書」という。）による。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を行うものとする。）

3 業務準備期間及び契約の締結

(1) 委託契約予定事業者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は委託業務開始日までの間を準備期間とし、市との業務打合せ、指導員確保、業務履行に必要な物品等の確保等を行うものとする。なお、準備期間に要する費用は選定事業者の負担とする。

(2) 契約は、委託業務開始当初の入室児童数見込及び運営すべき教室数を委託業務開始日の2か月前までに確定させ、令和3年2月中旬までに締結する。

(3) 引継保育

委託事業者決定後、選定事業者は当該留守家庭児童育成室において、市と協議の上、引継保育を実施する。

仕様書に定める引継保育の内容に留意し、4月からの運営業務開始に支障を来たさないよう万全を期すこと。

なお、引継保育に要する市の負担は本要領の5（3）の額を上限とする。

(4) 契約の保証

委託契約の締結にあたっては、吹田市財務規則第 113 条及び第 114 条第 3 号の規定に基づき、契約締結日までに、委託料の年額相当額の 100 分の 5 以上の契約保証金の納付又は履行保証保険証券の提出が必要となる。ただし、同規則第 113 条第 3 項の規定に該当するときは申請により契約保証金を減額し、同規則第 115 条第 9 号の規定に該当すると認められるときは契約保証金を免除する。

4 参加（応募）資格要件

次の（1）から（4）の全ての要件を満たしていること。

(1) 事業者の要件

- ア 法人であること。
- イ 業務を継続して行うことが確実に見込まれること。

(2) 次のいずれかの事業の運営実績を有すること。

- ア 児童の保育又は教育の分野に係る事業
(保育所、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、等)
- イ 児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業
(児童会館、放課後児童クラブ、児童養護施設、一時預かり事業、等)
- ウ 青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業
(青少年活動団体、等)

(3) 打ち合わせ、緊急体制

法人内で、業務の責任者と指導員との頻繁な打ち合わせや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保されること。

(4) 応募する留守家庭児童育成室の見学会に参加していること。

(5) その他

- ア 国税及び地方税等をいずれも滞納していないこと。
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
 - ウ 過去 5 年間に、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等その他労働関係法令違反をしていないこと。
 - エ 吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - オ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
 - カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続を行っている法人でないこと。
 - キ 吹田市不当要求行為等に関する要領に規定する不当要求行為等を行ったことがないこと。
- ※上記の項目については、業務受託後も遵守すること。

5 委託料（見積上限額）

(1) 基本となる委託料の上限額

委託料の上限額は、各業務につき次のとおりとする。

※引継保育に係る委託料については（3）を参照のこと。

ア 令和 3 年度当初、運営すべき教室数が 3 室運営を予定する業務

- ① 「吹田市立東佐井寺留守家庭児童育成室運営業務」 75,060,000 円（非課税）
- ② 「吹田市立西山田留守家庭児童育成室運営業務」 75,060,000 円（非課税）

＜内訳＞	令和3年度	25,020,000円
	令和4年度	25,020,000円
	令和5年度	25,020,000円
	合計	75,060,000円

※非課税

消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号による。

- (2) 個別の支援を要する障がい者を有する児童を受け入れる場合に加算する1名あたりの上限額
3,330,000円（非課税）／年間（12月分として）
基本となる委託料に加算するものとする。
- (3) 引継保育に係る委託料の上限額
引継保育に係る委託料の市負担分の上限額については次のとおりとする。
- ア 「吹田市立東佐井寺留守家庭児童育成室運営業務」 640,000円（非課税）
※ 令和2年度の運営教室数は2室
- イ 「吹田市立西山田留守家庭児童育成室運営業務」 960,000円（非課税）
※ 令和2年度の運営教室数は3室
- (4) 委託料の決定
- ア 提出された収支計画書の金額をもとに、再度見積もりを徴取し契約を締結する。
- イ 個別の支援を要する障がい者を有する児童の受け入れにより、業務量の増大が認められる場合は、本要領の5（2）に定める金額を超えない範囲において協議し、再度見積もりを徴取して契約を締結する。
- ウ 令和3年度当初以降において、運営すべき教室数ないし個別の支援を要する障がい者を有する児童が増減する場合は、協議の上、都度変更契約を締結する。
- (5) 委託料の支払時期
委託料の支払いは、月払いとする。
受託者は当月分をその月末以降に請求し、市は請求日から30日以内に支払うものとする。
- (6) 引継保育委託料の決定
引継保育に係る委託料は、提出された収支計画書の金額をもとに、再度見積もりを徴取して決定する。この際、留守家庭児童育成室運営業務と一括して契約を締結することを妨げないものとする。

6 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」（様式第3号）をもとに吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準 1【一次審査用】」（別紙）に基づいて評価して得点化し、出席委員の半数以上から650点以上の採点合計を獲得した事業者を一次審査通過事業者とする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

ア 一次審査通過事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともにヒアリングを受け、選定等委員会は、その内容について「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準 2【二次審査用】」（別紙）に基づいて評価して得点化し、以下の(ア)から(エ)の全ての条件を満たす事業者の内、出席委員の採点合計が最上位の事業者を選定する。

(ア) 出席委員の半数以上から採点合計が650点以上

- (イ) 出席委員の採点合計の平均が 650 点以上
- (ウ) 評価項目 3『留守家庭児童育成室の運営方針について』及び 8『職員体制について』の各審査基準において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けていない
- (エ) その他の評価項目（1・2・4～7・9）の各審査基準において、出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていない

イ 応募事業者の会計状況について専門的な見地から審査するため、規定上の区分「会計に関し専門的知識又は経験を有する者（1人）」が、応募事業者から提出される「収支計画書」、「前年度の収支計算書、貸借対照表等の書類」及びプレゼンテーション・ヒアリング審査の内容について、「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準 3【二次審査用（会計項目）】」（別紙）に基づいて評価して得点化し、以下の(ア)・(イ)両方の条件を満たす事業者を選定する。

- (ア) 採点合計が 60 点以上
- (イ) 各審査基準において、「劣っている」の評価を 2 つ以上を受けていない

ウ 選定等委員会は、ア及びイにおいていずれも選定された事業者を最優秀提案者に決定する。

アにおいて最上位の事業者が 2 者以上あるときは（同点の場合）、イの二次審査（会計項目）における採点合計が最も高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、当該事業者の内、一次審査における採点合計が最も高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、後日、当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。

(3) 選定事業者の決定

市は選定等委員会の審査・評価の結果を踏まえて、選定事業者を市長が決定する。

(4) 募集業務ごとの応募者が 1 者の場合の取扱い

募集業務ごとの応募者が 1 者のみの場合も、一次審査及び二次審査を実施する。

7 審査における着眼点

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- (1) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、市民へのサービスの向上、児童の豊かな放課後活動に資すると認められること。
- (2) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、業務委託仕様書の内容を的確に反映していると認められること。
- (3) 受託業務に係る「事業実施計画書」の内容が、児童の安全が十分確保されており、緊急時の対策も万全と認められること。
- (4) 受託業務の遂行に係る「収支計画書」の内容が、効率的な支出で、充実した事業運営が実施できると認められること。
- (5) 運営体制や指導員の配置が安定的であり、円滑かつ確実に業務を遂行できものであると認められること。
- (6) 事業者の経営能力が優れており、事業実績が豊富で、財政的にも良好であり、業務を安定して遂行できると認められること。

8 応募に必要な提出書類

- (1) 吹田市立留守家庭児童育成室運営事業者申込書・・・・・・・・・・ 様式第1号
- (2) 申立書（参加資格関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第2号
- (3) 事業実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第3号
- (4) 収支計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第4号の1、2、3
 ※本要領の「5 委託料（見積上限額）」により、応募する業務の上限額に応じて作成のこと。

- (5) 事業者の定款、寄付行為、その他これらに相当する書類（最新のもの）
- (6) 事業者の前年度の収支計算書、貸借対照表等の書類
- (7) 事業者の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類（最新のもの）
- (8) 事業者の事業運営実績（事業所名、所在地、事業期間、事業内容、等）を一覧にした書類
- (9) 質問票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第5号

※様式第1号～第5号については、別紙等の他の様式は認めない。

※（5）と（6）の各正本については、代表者名で原本証明を行うこと。

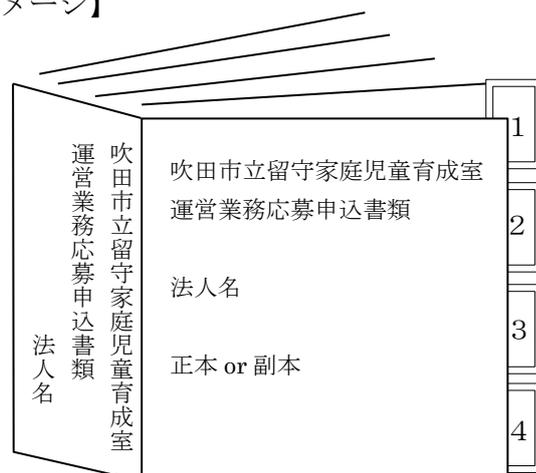
※質問票（様式第5号）は、質問のある場合のみ、令和2年11月18日（水）までに提出のこと。ファクシミリ可、電子メール可。

F A X 06 - 6380 - 6771 電子メール houkagokodomo@city.suita.osaka.jp

9 提出にあたっての留意点

- (1) 提出書類は下記の要領で作成すること。
 - ア A4 縦型リングファイル（2穴）に左綴じとする。
 - イ ファイルの表紙及び背表紙に「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務応募申込書類」「法人名」「正本又は副本（表紙のみ）」を記載する。
 - ウ 各書類等の間には仕切りとして白紙を挟み、仕切り紙に8（1）～（8）の該当書類番号を記したインデックスを付ける。
 - エ 提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とする。ア～ウの要領でそれぞれ製本し、リングファイル10冊の状態にして提出する。
 - オ 副本は、正本（原本証明部分を含む）の写しとする。
- (2) 複数の業務に応募する場合は、応募する業務ごとに書類を提出する。
- (3) 必要書類が不備の場合は、申込みを受付けない。
- (4) 質問票を除き、電子メールやファクシミリ、磁気媒体による提出はできない。
- (5) 提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、当該書類を無効とする。
- (8) 提出された書類は、審査・事業者選定の目的以外に応募者に無断で使用しない。
- (9) 申込受付後に申込みを辞退する場合は、速やかに辞退届（様式は任意）を提出すること。

【製本イメージ】



1 0 応募期間等

(1) 募集要領等の公表・配布

公表：令和2年11月11日（水）から同年11月30日（月）まで
（※市ホームページ掲載による）

配布：令和2年11月11日（水）から同年11月30日（月）まで
（吹田市役所放課後子ども育成課にて配布。ただし、土日祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで ※市ホームページからのプリントアウト可）

※[トップページ→部課組織一覧→地域教育部→放課後子ども育成課→新着情報]
又は [トップページ→事業者向け→「契約・入札」欄のプロポーザル案件情報]

(2) 申込書類提出期間、場所

令和2年11月23日（月）から同年11月30日（月）まで
吹田市役所放課後子ども育成課（低層棟3階212番窓口）へ持参
ただし、土日祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで

(3) 質問票受付・回答

受付：令和2年11月18日（水）まで

回答：令和2年11月23日（月） 市ホームページにて公表

(4) 参加資格審査結果通知

令和2年12月4日（金）までに、全応募者へ書面を発送する。

1 1 一次審査（書類審査）

(1) 日時

令和2年12月13日（日）

※応募事業者の出席は不要。

(2) 審査結果通知

令和2年12月15日（火）までに、参加資格を有する全応募者へ書面を発送する。

1 2 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

(1) 日時

令和2年12月19日（土）

※時間は、一次審査通過事業者へ書面で個別に案内する。

※応募状況により、別日への変更を依頼する場合がある。

(2) 場所

一次審査結果通知とともに通知する。

(3) 時間

ア プレゼンテーション 12分程度

イ ヒアリング 60分程度

※1事業者が複数の業務に応募した場合は異なる。

(4) 説明者

応募事業者の代表者又は代理人合計3人以内

(5) その他

PCやプロジェクト等、機器を使用する場合は事前に市へ相談すること。

1 3 選定結果の通知

- (1) 全ての応募事業者に文書にて選定結果を通知する（令和2年12月25日（金）予定）。
- (2) 選定事業者（最優秀提案者）以外の応募事業者は、通知日の翌日から起算して7日以内（翌年1月7日まで）に、選定されなかった理由の説明を市に求めることができる。

1 4 選定結果の公表

契約を締結した後、吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」、地域教育部放課後子ども育成課及び市民部市民総務室（行政資料閲覧コーナー）において、閲覧に供する方法により選定結果を公表する。

公表の内容は次のとおり。

- (1) 選定事業者名（最優秀提案者名）並びに契約金額と評価点
- (2) 全提案事業者の合計評価点
※選定事業者以外は記号（アルファベット）表示
- (3) 評価項目・審査基準・配点
- (4) 審査基準のごとの「1 劣っている」又は「5 特に優れている」の評価理由
- (5) 選定等委員会委員の役職名
- (6) 選定等委員会の会議録の概要

1 5 欠格事項

応募事業者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とする。また、受託事業者の決定後であっても、その決定を取り消す場合がある。

- (1) 選定等委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の応募事業者と応募提案の内容又はその意思について相談、確認等を行った場合
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の応募事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出期間内に提出書類が提出されなかった場合
- (6) 指定した日時の二次審査に不参加の場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

1 6 運營業務実施状況の評価及び契約更新

- (1) 委託2年目以降毎年、委託事業者の前年度の運營業務実施状況について、市が評価・検証を行う。
- (2) 委託3年目（契約最終年度）に、選定等委員会において、委託期間における委託事業者の運營業務実施状況进行评估する。
- (3) 委託事業者が契約期間満了後も引き続き委託契約を希望する場合、委託3年目（契約最終年度）に、(2)の評価結果を基に吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会に審議を諮り、承認を得られた場合は当該事業者との契約更新を予定している。

1 7 問合せ先

提案募集事務局

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成課

住所 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話 06 - 6384 - 1599（直通） F A X 06 - 6380 - 6771

電子メール houkagokodomo@city.suita.osaka.jp

吹田市立留守家庭児童育成室運営事業者申込書

年 月 日

吹田市長 宛

所在地

事業者名

代表者名

印

連絡先（電話）

（担当者 _____）

吹田市立留守家庭児童育成室の運営事業者として、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者共通募集要領に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 業務の名称

業務の名称 吹田市立_____留守家庭児童育成室運営業務委託
(下線部に留守家庭児童育成室名を記入)

2 提出書類

- (1) 申込資格に関する申立書（様式第 2 号）
- (2) 事業実施計画書（様式第 3 号）
- (3) 収支計画書（様式第 4 号の 1、2、3）
- (4) 事業者の定款、寄付行為、その他これらに相当する書類
- (5) 事業者の前年度の収支計算書、貸借対照表等の書類
- (6) 事業者の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- (7) 事業者の事業実績を一覧にした書類
- (8) 質問票（様式第 5 号）※質問のない場合は提出不要

(提出書類に☑を記入)

申 立 書

年 月 日

吹田市長 宛

所在地

事業者名

代表者名

印

連絡先（電話）

（担当者 _____）

吹田市立留守家庭児童育成室運營業務受託事業者の申し込みにあたり、下記のとおり申し立てます。

記

- （1）国税及び地方税等をいずれも滞納していません。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定には該当しません。
- （3）過去5年間に、労働基準法（昭和22年法律第49号）等その他労働関係法令には違反をしていません。
- （4）吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていません。
- （5）吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていません。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しません。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続を行っている法人ではありません。
- （7）吹田市不当要求行為等に関する要領に規定する不当要求行為等を行ったことはありません。

（該当項目に☑を記入）

収 支 計 画 書

事業者名 _____

次の条件により積算してください。

条件：本要領の5（1）により、応募する業務に応じて作成のこと。

令和3年4月から令和6年3月まで、3年間36か月分として。

人件費は、本事業に係るもののみを計上することとし、人件費に係る積算内容・備考欄には、当該積算内容等に加え、指導員給与・賞与の年間予定金額及び指導員の年間配置予定人数（いずれも3年間の年平均額）を併せて記載すること。

[収 入]

費 目		金 額	備 考
収 入	委 託 料	円	

[支 出]

費 目		金 額	積算内容・備考
支 出	人 件 費	円	・ 指導員の給与及び賞与の年間予定金額 ・ 指導員の配置予定人数
	消 耗 品 等	円	
	諸 経 費	円	
	事 務 経 費	円	
	その他 ()	円	
	計	円	

※記載された金額を実際にお支払いするものではありません。

収 支 計 画 書 (引継保育)

事業者名 _____

次の条件により積算してください。

条件：本要領の3（3）及び5（3）により、引継保育について作成のこと。

[収 入]

費 目		金 額	備 考
収 入	委託料 (引継保育)	円	

[支 出]

費 目		金 額	積算内容・備考
支 出	人件費	円	
	その他 ()	円	
	その他 ()	円	
	計	円	

収 支 計 画 書 (おやつ代・教材費等)

事業者名 _____

次の条件により積算してください。

条件：「吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託事業者選定に係る評価項目と基準 3【二次審査用(会計項目)】」(別紙)の評価項目「10 収支計画書について」により、おやつ代・教材費等について作成のこと。

[収 入]

費 目		金 額	備 考
収 入	おやつ代・ 教材費等	円	

[支 出]

費 目		金 額	積算内容・備考
支 出	消耗品費	円	
	諸経費 (おやつ)	円	
	その他 ()	円	
	計	円	

質 問 票

事業者名		
質問者	担当者	
	連絡先	
質問事項		

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準

1 【一次審査用】

評価項目	審査基準		配点
	審査の視点		
1 応募動機について	○応募動機は福祉の向上及び増進を見据えたものか	○吹田市に根ざしている事業者であり、地域貢献の姿勢が見られるか。 ○子どもの最善の利益を考慮することについての理解があるか。 ○女性の社会進出の推進や共働き世帯の増加による本業務のニーズの高揚を理解し、社会貢献を考えているか。	45
2 法人の活動実績・理念などについて	○児童の福祉や教育に関する理解や取組み姿勢	○本業務は、子育て世帯を支援する事業であることの理解と児童の健全育成に対する理解があり、それらの取組姿勢がみられるか。	115
	○活動実績の状況	○これまでに、子どもに関する事業の実績が5年以上あるか。又は、それに相当するような実績があるか。	
3 留守家庭児童育成室の運営方針について	<p>【児童の健全育成に対する取組みや方針】</p> <p>○児童に対する保育内容が望ましいものか</p>	<p>○異学年で構成した班での活動等を通じた規範意識の育成やまとまりのある集団づくりの支援など、吹田市でこれまで行ってきた保育方針や保育内容の継承を基本としているか。</p> <p>○具体的な年間を通じての保育等の計画を有しているか。</p> <p>○子どもが自ら進んで育成室に通い続けられるような援助が考慮されているか。</p> <p>○子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助できるよう考慮されているか。</p> <p>○子ども自身が見通しをもって主体的に過ごせるように保育内容が考慮されているか。</p> <p>○育成室の生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得し、集団生活を維持するために分担・協力して取り組むための援助が考慮されているか。</p>	240

		<p>○子ども一人ひとりの発達段階に応じた主体的な遊びや生活、自主的な学習活動が行えるような環境を整えたり、仲間関係をつくりだせるような援助が考慮されているか。</p> <p>○子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、育成室での生活に主体的に関わることができるように考慮されているか。</p> <p>○子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供される計画がなされており、食物アレルギーのある子どもに対しては、事前に保護者との相談や代替食の用意、おやつ持参の依頼等、必要な措置を考慮されているか。</p> <p>○子どもが安全に安心して過ごすことができるように、遊びや生活の環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるように、安全に関する自己管理能力を身に付けられる援助が考慮されているか。</p> <p>○育成室の子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行うことが考慮されているか。</p>	
	<p>○業務開始までに、十分な引継保育が行えるか</p>	<p>○引継保育は、「児童との関係づくり」が目的である4月からの運営を円滑に行うために重要であることを認識し、主任指導員をはじめ、各教室の担任となる指導員により順次引継ぎを実施しようとしているか。</p> <p>○引継保育について、仕様書に示している「1 育成室あたり延べ20日以上（うち有資格者又は実務経験者が半数以上）」という要件を満たした上で、具体的な実施日数等が明示されているか。</p> <p>○引継保育を実施する職員が既に確保されている、もしくは確保する見込みがあるか。</p> <p>○一日の流れだけでなく、月間及び年間行事等の把握に努めるとともに、児童の顔と名前的一致だけでなく、児童一人ひとりの性格や個性等の把握にも努めようとしているか。</p> <p>○配慮を要する児童や信頼関係構築に時間を要する児童に対しては、特</p>	

		別に時間をかけて引継保育を行おうとしているか。	
	○新型コロナウイルス感染症などの感染防止対策の重要性を十分理解しているか	○新型コロナウイルス感染症などの感染防止対策を講じるための具体的な対策案を持っているか。	
	○放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか	○放課後児童健全育成事業の目的(留守家庭児童の健全育成と保護者の就労等の支援)について理解しているか。	
	【保護者との連携】 ○保護者への情報提供の方法について	○連絡帳や保護者の迎えの際に、児童の様子を日常的かつ継続的に伝えることの重要性を認識しているか。 ○「おたより」を定期的に発行し、育成室での出来事やイベントのお知らせを行おうとしているか。	
	○保護者の理解・協力を得た円滑な運営が可能か	○懇談会については、全体懇談会や個別懇談会等、開催方法を工夫し、できるだけ、保護者からの意見を聞きとろうとしているか。 ○保護者参加型行事の計画があるなど、保護者と指導員の交流、保護者同士の交流をもつことで、保護者との協力関係の構築を図ろうとしているか。	90
	○保護者支援の姿勢	○保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する姿勢があるか。 ○保護者からの相談にいつでも気軽に応じる姿勢や相談しやすい雰囲気づくりを心掛けるなど、保護者への支援と保護者との信頼関係構築の姿勢があるか。	
	【学校及び地域との連携】 ○学校及び地域との良好な連携体制を築き、円滑な運営が可能か	○台風やインフルエンザ等により臨時休校になった場合の対応について予め決めておく等、緊急時の児童の受け渡し体制整備の必要性を認識しているか。 ○子どもの生活の連続性を保障するために、学校での出来事や児童同士のトラブル等の情報共有を図ることの重要性を理解しているか。	45

		○学校及び地域、保護者等と連携し保育環境の向上を図っているか。	
4 支援を要する児童の受入について	○障がい児に関する十分な知識を有し、必要な配慮や支援などの対応が可能か	○地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、配慮を要する児童についても、他の児童と同じように、一人ひとりの個性や人格を尊重する姿勢があるか。 ○配慮を要する児童の保育や見守りを行った経験を有している指導員の配置を考えているか。 ○障がいのある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障がいについて理解する姿勢があるか。 ○配慮を要する児童が育成室の子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う姿勢があるか。 ○配慮を要する児童についても、できる限り集団で過ごすことができるように努めているか。 ○吹田市が提供する療育施設の職員等による助言を参考にし、保育を行う姿勢があるか。	90
5 児童虐待への対応について	○虐待防止についての意識の高さ、迅速に対応できる体制等	○児童の心身の安全が第一と考え、日常の様々な場面において、児童の心身状態に留意しようと考えているか。 ○子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める姿勢があるか。 ○虐待の疑いが生じた場合は、速やかに学校や市の関係機関に連絡する体制を整えようとしているか。 ○関係機関との情報共有に努め、問題解決のための役割を果たそうとしているか。 ○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、保護者や子どものプライバシーの保護と業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する姿勢があるか。	75

6 緊急時の連絡体制、安全対策について	○緊急時の連絡体制が整っているか	○緊急時には、一般的な移動手段で60分以内に当該育成室を訪れることができる位置に法人の事業所があるか。又は、それと同程度に有効な体制が確保されているか。 ○緊急時に市・学校・保護者と連絡を取る手順等について予め整備しようとしているか。	60
	○安全に対する意識や取組み姿勢が十分か	○安全マニュアルを作成し、それを基に安全対策を取っているか。 ○避難訓練を定期的実施しようとしているか。	
7 守秘義務、個人情報の取扱いについて	○守秘義務、個人情報保護についての意識の高さ、適正な管理監督について	○守秘義務や個人情報保護についての意識向上のための取り組みがあるか。 ○個人情報保護マニュアルを整備しているか。 ○個人情報が記載された書類等を施錠できる場所に保管しようとしているか。 ○個人情報の漏洩事案が発生した場合は、直ちに市に報告する必要性を認識しているか。	60
8 職員体制について	○集団での保育や教育に関して経験を有する者がどの程度配置されるか	○仕様書に定める資格要件を満たす指導員の確保策を有しているか。 ○主任指導員、有資格者又は実務経験者の指導員の確保が具体的に進んでいるか。 ○補助的な指導員についても、実務経験者を配置しようとしているか。 ○障がい児に対する加配についても、実務経験者を配置しようとしているか。	60
	○安定して継続的に配置できるか	○主任指導員を、正規雇用（フルタイム勤務）での雇用としているか。 ○主任指導員以外の指導員を正規雇用（フルタイム勤務）での雇用としているか。 ○指導員が継続して勤務できるように、健全な職場環境の整備に努めているか。 ○バックアップ要員の具体的な確保策があるか。	60

	○過重労働とならないよう配慮がなされているか	○夏休み等の一日保育時に、指導員の長時間労働を防ぐ対策があるか。 ○実務経験を有する指導員を複数名確保する等、一部の指導員に業務過多とならないような対策があるか。	30
	○職員の質の向上に努めているか	○法人内部での研修に努めるとともに、吹田市主催の研修に積極的参加する姿勢が見られるか。 ○放課後児童クラブ運営指針や放課後児童クラブ運営指針解説書の内容を指導員間で共有し、指導員全体のスキルアップに努めようとしているか。	30
合 計			1,000

2 【二次審査用】

評価項目	審査基準		配点
	審査の視点		
1 応募動機について	○応募動機は福祉の向上及び増進を見据えたものか	○吹田市に根ざしている事業者であり、地域貢献の姿勢が見られるか。 ○子どもの最善の利益を考慮することについての理解があるか。 ○女性の社会進出の推進や共働き世帯の増加による本業務のニーズの高揚を理解し、社会貢献を考えているか。	45
2 法人の活動実績・理念などについて	○児童の福祉や教育に関する理解や取組み姿勢	○本業務は、子育て世帯を支援する事業であることの理解と児童の健全育成に対する理解があり、それらの取組み姿勢がみられるか。	85
	○活動実績の状況	○これまでに、子どもに関する事業の実績が5年以上あるか。又は、それに相当するような実績があるか。	
3 留守家庭児童育成室の運営方針について	【児童の健全育成に対する取組みや方針】 ○児童に対する保育内容が望ましいものか	○異学年で構成した班での活動等を通じた規範意識の育成やまとまりのある集団づくりの支援など、吹田市でこれまで行ってきた保育方針や保育内容の継承を基本としているか。 ○具体的な年間を通じての保育等の計画を有しているか。 ○子どもが自ら進んで育成室に通い続けられるような援助が考慮されているか。 ○子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助できるよう考慮されているか。 ○子ども自身が見通しをもって主体的に過ごせるように保育内容が考慮されているか。 ○育成室の生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得し、集団生活を維持するために分担・協力して取り組むための援助が考慮されているか。	240

		<p>○子ども一人ひとりの発達段階に応じた主体的な遊びや生活、自主的な学習活動が行えるような環境を整えたり、仲間関係をつくりだせるような援助が考慮されているか。</p> <p>○子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、育成室での生活に主体的に関わることができるように考慮されているか。</p> <p>○子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供される計画がなされており、食物アレルギーのある子どもに対しては、事前に保護者との相談や代替食の用意、おやつ持参の依頼等、必要な措置を考慮されているか。</p> <p>○子どもが安全に安心して過ごすことができるように、遊びや生活の環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるように、安全に関する自己管理能力を身に付けられる援助が考慮されているか。</p> <p>○育成室の子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行うことが考慮されているか。</p>	
	<p>○業務開始までに、十分な引継保育が行えるか</p>	<p>○引継保育は、「児童との関係づくり」が目的である4月からの運営を円滑に行うために重要であることを認識し、主任指導員をはじめ、各教室の担任となる指導員により順次引継ぎを実施しようとしているか。</p> <p>○引継保育について、仕様書に示している「1 育成室あたり延べ20日以上（うち有資格者又は実務経験者が半数以上）」という要件を満たした上で、具体的な実施日数等が明示されているか。</p> <p>○引継保育を実施する職員が既に確保されている、もしくは確保する見込みがあるか。</p> <p>○一日の流れだけでなく、月間及び年間行事等の把握に努めるとともに、児童の顔と名前的一致だけでなく、児童一人ひとりの性格や個性等の把握にも努めようとしているか。</p> <p>○配慮を要する児童や信頼関係構築に時間を要する児童に対しては、特</p>	

		別に時間をかけて引継保育を行おうとしているか。	
	○新型コロナウイルス感染症などの感染防止対策の重要性を十分理解しているか	○新型コロナウイルス感染症などの感染防止対策を講じるための具体的な対策案を持っているか。	
	○放課後児童健全育成事業の趣旨を十分理解しているか	○放課後児童健全育成事業の目的(留守家庭児童の健全育成と保護者の就労等の支援)について理解しているか。	
	【保護者との連携】 ○保護者への情報提供の方法について	○連絡帳や保護者の迎えの際に、児童の様子を日常的かつ継続的に伝えることの重要性を認識しているか。 ○「おたより」を定期的に発行し、育成室での出来事やイベントのお知らせを行おうとしているか。	90
	○保護者の理解・協力を得た円滑な運営が可能か	○懇談会については、全体懇談会や個別懇談会等、開催方法を工夫し、できるだけ、保護者からの意見を聞きとろうとしているか。 ○保護者参加型行事の計画があるなど、保護者と指導員の交流、保護者同士の交流をもつことで、保護者との協力関係の構築を図ろうとしているか。	
	○保護者支援の姿勢	○保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する姿勢があるか。 ○保護者からの相談にいつでも気軽に応じる姿勢や相談しやすい雰囲気づくりを心掛けるなど、保護者への支援と保護者との信頼関係構築の姿勢があるか。	
	【学校及び地域との連携】 ○学校及び地域との良好な連携体制を築き、円滑な運営が可能か	○台風やインフルエンザ等により臨時休校になった場合の対応について予め決めておく等、緊急時の児童の受け渡し体制整備の必要性を認識しているか。 ○子どもの生活の連続性を保障するために、学校での出来事や児童同士のトラブル等の情報共有を図ることの重要性を理解しているか。	45

		○学校及び地域、保護者等と連携し保育環境の向上を図っているか。	
4 支援を要する児童の受入について	○障がい児に関する十分な知識を有し、必要な配慮や支援などの対応が可能か	○地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、配慮を要する児童についても、他の児童と同じように、一人ひとりの個性や人格を尊重する姿勢があるか。 ○配慮を要する児童の保育や見守りを行った経験を有している指導員の配置を考えているか。 ○障がいのある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障がいについて理解する姿勢があるか。 ○配慮を要する児童が育成室の子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う姿勢があるか。 ○配慮を要する児童についても、できる限り集団で過ごすことができるように努めているか。 ○吹田市が提供する療育施設の職員等による助言を参考にし、保育を行う姿勢があるか。	90
5 児童虐待への対応について	○虐待防止についての意識の高さ、迅速に対応できる体制等	○児童の心身の安全が第一と考え、日常の様々な場面において、児童の心身状態に留意しようと考えているか。 ○子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める姿勢があるか。 ○虐待の疑いが生じた場合は、速やかに学校や市の関係機関に連絡する体制を整えようとしているか。 ○関係機関との情報共有に努め、問題解決のための役割を果たそうとしているか。 ○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、保護者や子どものプライバシーの保護と業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する姿勢があるか。	75

6 緊急時の連絡体制、安全対策について	○緊急時の連絡体制が整っているか	○緊急時には、一般的な移動手段で60分以内に当該育成室を訪れることができる位置に法人の事業所があるか。又は、それと同程度に有効な体制が確保されているか。 ○緊急時に市・学校・保護者と連絡を取る手順等について予め整備しようとしているか。	60
	○安全に対する意識や取組み姿勢が十分か	○安全マニュアルを作成し、それを基に安全対策を取っているか。 ○避難訓練を定期的実施しようとしているか。	
7 守秘義務、個人情報の取扱いについて	○守秘義務、個人情報保護についての意識の高さ、適正な管理監督について	○守秘義務や個人情報保護についての意識向上のための取り組みがあるか。 ○個人情報保護マニュアルを整備しているか。 ○個人情報が記載された書類等を施錠できる場所に保管しようとしているか。 ○個人情報の漏洩事案が発生した場合は、直ちに市に報告する必要性を認識しているか。	60
8 職員体制について	○集団での保育や教育に関して経験を有する者がどの程度配置されるか	○仕様書に定める資格要件を満たす指導員の確保策を有しているか。 ○主任指導員、有資格者又は実務経験者の指導員の確保が具体的に進んでいるか。 ○補助的な指導員についても、実務経験者を配置しようとしているか。 ○障がい児に対する加配についても、実務経験者を配置しようとしているか。	60
	○安定して継続的に配置できるか	○主任指導員を、正規雇用（フルタイム勤務）での雇用としているか。 ○主任指導員以外の指導員を正規雇用（フルタイム勤務）での雇用としているか。 ○指導員が継続して勤務できるように、健全な職場環境の整備に努めているか。 ○バックアップ要員の具体的な確保策があるか。	

	○過重労働とならないよう配慮がなされているか	○夏休み等の一日保育時に、指導員の長時間労働を防ぐ対策があるか。 ○実務経験を有する指導員を複数名確保する等、一部の指導員に業務過多とならないような対策があるか。	30
	○職員の質の向上に努めているか	○法人内部での研修に努めるとともに、吹田市主催の研修に積極的参加する姿勢が見られるか。 ○放課後児童クラブ運営指針や放課後児童クラブ運営指針解説書の内容を指導員間で共有し、指導員全体のスキルアップに努めようとしているか。	30
9 提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの信頼性及び確実性について	○提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容が信頼できるものか、また確実に実現できるものか	○提出書類とプレゼンテーション・ヒアリングの内容に一貫性があり、信頼性や真実性が感じられる説得力があるか。 ○提出書類とプレゼンテーション・ヒアリングの内容は、確実に実現できる根拠があるか。	30
合 計			1,000

3 【二次審査用（会計項目）】

評価項目	審査基準		配点
		審査の視点	
1 0 収支計画書について	【委託料の収支計画書】 ○事業費の積算が合理的か	○人件費に80%以上の割り当てがあるか。 ○収支の均衡が図れているか。	70
	○事業費の配分が適切か	○指導員（補助員は除く）1名あたり年間2,500,000円以上の支払予定があるか。	
	○充実した事業運営が実施できると認められるか	○児童用消耗品・イベント費用等として1教室あたり年間50,000円以上の計画があるか。 ○想定される事務経費が積算されており、その経費は適正か。	
	【保護者から実費徴収するおやつ代・教材費等の収支計画書】 ○保護者から徴収するおやつ代・教材費等について適正な収支計画を立てているか	○想定される入室見込児童数に対して、月々2,000円前後のおやつ代と、月々1,000円前後のその他経費（教材費・雑費等）について、収支の均衡を図った計画を立てているか。	
1 1 法人の経営基盤について	○長期間、安定した事業運営が継続できる財政基盤を有しているか	○株式会社の場合、自己資本比率が40%を超えるか。社会福祉法人の場合、自己資本比率が70%を超えるか。NPO法人の場合、本事業と同程度の事業の運営実績がある、もしくはそれに準じる実績があるか。 ○直近の事業活動が黒字であるか。 ○株式会社の場合、流動比率が150%を超えるか。社会福祉法人の場合、流動比率が200%を超えるか。NPO法人の場合、本業務の運営が可能な運営体制がある、もしくは運営実績のある者が理事に就任しているか。	30
合 計			100

4 採点の基準

審査基準ごとに、次の通り5段階評価して採点し、合計点数を求める。

直営育成室の標準的な運営状況の評価を「(3) ふつう」に相当するものとして採点する（一次審査の評価項目1・2及び二次審査の評価項目1・2・9・10・11を除く）。

なお、審査の公正性及び公平性を確保するため、「(1) 劣っている」又は「(5) 特に優れている」の評価を付ける場合は、必ず具体的にその理由を採点表へ記載するものとする。

～5段階評価～

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 劣っている | 配点の5分の1 |
| (2) やや劣っている | 配点の5分の2 |
| (3) ふつう | 配点の5分の3 |

※ 直営育成室の標準的な運営状況の評価相当（一次審査の評価項目1・2及び二次審査の評価項目1・2・9・10・11を除く）

- | | |
|-------------|---------|
| (4) 優れている | 配点の5分の4 |
| (5) 特に優れている | 配点の5分の5 |

5 一次審査（書類審査）

公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」（様式第3号）をもとに選定等委員会が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準 1【一次審査用】」（別紙）に基づいて評価して得点化し、出席委員の半数以上から650点以上の採点合計を獲得した事業者を一次審査通過事業者とする。

6 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

(1) 一次審査通過事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともにヒアリングを受け、選定等委員会は、その内容について「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準 2【二次審査用】」に基づいて評価して得点化し、以下のアからエの全ての条件を満たす事業者の内、出席委員の採点合計が最上位の事業者を選定する。

ア 出席委員の半数以上から採点合計が 650 点以上

イ 出席委員の採点合計の平均が 650 点以上

ウ 評価項目 3『留守家庭児童育成室の運営方針について』及び 8『職員体制について』の各審査基準において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けていない

エ その他の評価項目（1・2・4～7・9）の各審査基準において、出席委員の半数以上から「劣っている」の評価を受けていない

(2) 応募事業者の会計状況について専門的な見地から審査するため、規定上の区分「会計に関し専門的知識又は経験を有する者（1人）」は、応募事業者から提出される「収支計画書」、「前年度の収支計算書、貸借対照表等の書類」及びこれらに関するプレゼンテーション・ヒアリング審査の内容について、「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準 3【二次審査用（会計項目）】」に基づいて評価して得点化し、以下のア・イ両方の条件を満たす事業者を選定する。

ア 採点合計が 60 点以上

イ 各審査基準において、「劣っている」の評価を 2 つ以上受けていない

(3) 選定等委員会は、(1)及び(2)においていずれも選定された事業者を最優秀提案者に決定する。

(1)において最上位の事業者が 2 者以上あるときは（同点の場合）、(2)の二次審査（会計項目）における採点合計が最も高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、当該事業者の内、一次審査における採点合計が最も高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、後日、当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。